

光が丘地区連合協議会
2020年臨時総会

議案書

日時:2020(令和2)年2月23日(日)

午前9時30分～午前11時30分

会場:区立学校教育支援センター研修室 1+2

(旧光が丘第二小学校跡施設)

この議案書は事前に良くお読み頂いて総会にご持参ください

光が丘地区連合協議会

臨時総会議事次第

1. 開会（事務局長）
2. 会長挨拶
3. 議長・書記選出（事務局長）
4. 定足数確認（事務局長報告、議長確認・発表）
5. 議案審議
 - ・提案理由説明
 - ・規約の改正について-----2
6. 議長・書記解任（事務局長）
7. 閉会（事務局長）

光が丘地区連合協議会規約新旧対比表

現行規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、光が丘地区連合協議会(以下「協議会」という)と称し、略称を「光連協」とする。

(目的)

第2条 協議会は、構成団体間の連携を密にし、ここ光が丘に居住する者の共通の利益と広く練馬区民が求めるそれとの調和を図り、住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、役員の所属の構成団体事務所に置く。

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する光が丘地区の自治会(町会を含む。以下同じ)及び管理組合並びに区民防災組織で構成する。

2 区民防災組織の取扱いについては細則に定める。

第2章 業務

(業務運営の原則)

第5条 協議会の運営に当たっては、住民自治を原則に構成団体の自主性を尊重しつつ、互譲と協働を旨とする。

2 構成団体は、それぞれの団体の規約等の範囲内において、協議会の円滑な業務運営に協力すると共に、協議会決定事項の履行ないし遵守に努めるものとする。

3 協議会の業務運営は、特定の政治活動に影響されることなく、かつ非宗教、非営利を原則とする。

改正案

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、光が丘地区連合協議会(以下「協議会」という。)と称し、略称を「光連協」とする。

(目的)

第2条 協議会は、構成団体間の連携を密にし、ここ光が丘に居住する者の共通の利益と広く練馬区民が求めるそれとの調和を図り、住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、会長宅に置く。

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する光が丘地区の自治会(町会を含む。以下同じ。)及び管理組合並びに区民防災組織で構成する。

第2章 業務

(業務)

第5条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

1) 構成団体に共通する次の事項についての連絡・協議並びに警察・消防を含む行政機関との協働。

イ 防犯・防災・交通安全等安全・安心なまちづくり。

ロ 少子・高齢化社会、人口減少化時代に対応した新しいまちづくり。

ハ 地区内の公共公益施設の整備及びその運営。

ニ 地区内住民に係る便益サービスの向上。

(業務)

第6条 協議会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 構成団体に共通する次の事項についての連絡・協議並びに警察・消防を含む行政機関との協働。
 - イ 防犯・防災・交通安全等安全・安心なまちづくり。
 - ロ 少子・高齢化社会、人口減少化時代に対応した新しいまちづくり。
 - ハ 地区内の公共公益施設の整備及びその運営。
 - ニ 地区内住民に係る便益サービスの向上。
 - ホ その他、地区内居住環境の保全向上。
- 2) 地区内住民の交流・親睦。
- 3) 構成団体の業務に関する情報の交換。
- 4) その他、第2条の目的を達成するために必要な業務。

(業務委託)

第7条 協議会は、第6条に掲げる各種業務を遂行するにあたり、その業務を外部に(役員会、専門委員会以外を言う)委託することができる。

- 2 業務委託できる業務は以下とし、役員会の承認を要する。
 - 1) 役員の任期満了に伴い、当該役員の担当していた業務を引継ぐことが極めて困難と認められる業務。
 - 2) 新規事業を行なうに際し、協議会内に適任者がいない場合。
 - 3) 業務委託については、細則に定める。

第3章 組織

(総会)

第8条 協議会は、毎年6月に定期総会を開催する。

- 2 総会は、構成団体を代表する者をもって構成する。
- 3 総会は、次に掲げる協議会の運営の基本的事項等を審議決定する。
- 4 協議会の運営の基本的事項とは

ホ 地区内居住環境の保全向上等。

- 2) 地区内住民の交流・親睦。
- 3) 構成団体の業務に関する情報の交換。
- 4) その他、第2条の目的を達成するために必要な業務。

(業務の運営)

第6条 協議会の業務の運営に当たっては、住民自治を原則に構成団体の自主性を尊重しつつ、互譲と協働を旨とする。

- 2 構成団体は、それぞれの団体の規約等の範囲内において、協議会の円滑な業務の運営に協力するとともに、協議会決定事項の履行ないし遵守に努めるものとする。
- 3 協議会の業務の運営は、特定の政治活動に影響されることなく、かつ非宗教、非営利を原則とする。

(外部との協働・業務委託)

第7条 協議会は、第5条に掲げる各種業務を遂行するにあたり、その業務を外部との協働または外部に委託することができる。

- 2 業務委託できる業務は役員会の承認を要する。
- 3 業務委託については、細則に定める。

第3章 総会

(総会の構成)

第8条 総会は、会費を支払っている構成団体を代表する者、協議会の役員及び会計監査をもって構成する。

(決議事項)

第9条 定期総会は、次の事項について決議する。

- 1) 活動報告及び計画の承認
- 2) 会計報告・会計監査報告の承認
- 3) 予算の承認
- 4) 役員候補者及び会計監査候補者の承認
- 5) 役員及び会計監査の解任、ただし転居等やむを得ぬ個人的事情による退任の場合を除く。

6) 規約の改正

- 5 総会の招集は、会長が行う。
- 6 総会の議長は、総会において議決権を有する者から選ぶ。
- 7 総会の議決権は、構成団体各1とする。
- 8 総会の定足数は、委任状を含む構成団体を代表する者の $2/3$ 以上とする。
議決は、委任状を含む出席者の $1/2$ 以上を必要とする。規約の改正は $2/3$ 以上を必要とする。
- 9 総会における運営については、細則に定める。

(臨時総会)

第9条 会長は、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 構成団体の $1/3$ 以上の要請があったときは、会長は臨時総会を30日以内に招集しなければならない。

- 1) 活動報告の承認
- 2) 会計報告及び会計監査報告の承認
- 3) 活動計画及び予算の承認
- 4) 役員及び会計監査の承認
- 5) 役員及び会計監査の解任、但し転居等やむを得ない個人的事情による退任の場合を除く。

6) 規約の改正

(開催)

第10条 定期総会は毎年6月に開催する。臨時総会は必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- 1) 役員会が必要と認めたとき。
- 2) 構成団体の3分の1以上が、総会の目的である事項及び招集の理由を示して開催の要請があったとき。

(招集)

第11条 総会の招集は、会長が行う。

2 前条第2項第2号による臨時総会の招集は、要請があった日から30日以内に行わなければならない。

(議長及び副議長)

第12条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席した構成員の中から選出する。

(議決権)

第13条 議決権は、会費を支払っている構成団体を代表する者及び協議会の会長が有する。

(定足数及び議決)

第14条 総会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。

(役員構成)

第10条 協議会に、会長1名、副会長若干名、事務局長1名及び5名以上10名以内の担当役員を置く。

2 副会長若干名の構成は、自治会系役員1名以上、及び管理組合系役員1名以上とする。

(役員責務)

第11条 役員は、協議会の目的を理解し、役員会及び幹事会の審議に参画すると共に、他の役員と共に誠意をもって以下の責務を果たすことを要する。

2 会長の責務は、

1) 協議会を代表し業務を統括する。

2) 警察・消防を含む行政機関との協議・協働、更には東京都住宅供給公社(都営住宅に関連する業務を含む)、独立行政法人都市再生機構との住環境整備に向けた活動等に当たり、協議会の更なる発展のために努めること。

2 総会の議決は出席構成員の過半数を要する。

3 前項の規定にかかわらず、規約の改正の議決は出席構成員の3分の2以上を要する。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない構成員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権行使することができる。この場合において、第1項から第3項までの規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(総会の運営)

第15条 総会における運営については、細則に定める。

第4章 役員

(役員設置)

第16条 協議会に、次の役員を置く。

1) 会長 1名

2) 副会長 若干名

3) 事務局長 1名

4) 会計 1名

5) 担当役員 5名以上10名以内

(役員選任)

第17条 役員は、本人が協議会の役員に就任することを受託し、且つ第28条に規定する役員及び会計監査候補選考委員会において推薦され、総会において承認されなければならない。

(役員職務及び権限)

第18条 役員は、協議会の目的を理解し、役員会及び幹事会の審議に参画する。

2 会長は、協議会を代表し業務を統括する。

3 会長は、役員会及び幹事会を定期または臨時に開催する。

- 3) 役員会・幹事会の定期的開催とそこでの協議・報告。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行できなくなったときは、会長が予め定めた順番に従い、その職務を代行する。
 - 4 事務局長は、会長の指揮のもとに協議会の業務を処理する。
 - 5 会長、副会長、事務局長以外の役員は、役員会の協議を経て、課題に応じたプロジェクトのメンバーとして協議会の業務を処理する。

(役員選出の要件)

第12条 役員に選出されるためには次の要件を満たさなければならない。
本人が協議会の役員(会計監査を含む)に就任することを受託し、且つ第19条規定の役員選考委員会において推薦され、総会において承認されなければならない。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とする。但し、前条規定の要件を満たすことにより再任をさまたげない。

(役員会)

第14条 協議会の執行機関として役員会を置く。

役員会は、総会または幹事会で議決された事項について、業務を執行する。

- 2 役員会は、総会及び幹事会に提出する議案について協議し決定する。
- 3 役員会は、協議会の運営並びに役員構成について、細則を定め、また変更することができる。細則を定め、または変更したときは、幹事会の承認を必要とする。
- 4 役員会の招集は会長が行う。
- 5 役員会の定足数は、委任状を含む役員数の2/3以上とする。決議は委任状を含む役員数の1/2以上を必要とする。

(幹事会)

第15条 協議会の決議機関として、構成団体が各団体1名ずつ推挙した者

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行できなくなったときは、会長が予め定めた順番に従い、その職務を代行する。
- 5 事務局長は、会長の指揮のもとに協議会の業務を担当する。
- 6 会計は、協議会の会計業務を担当する。
- 7 担当役員は役員会の協議を経て、課題に応じたプロジェクトのメンバーとして協議会の業務を担当する。

(役員任期)

第19条 役員任期は、定期総会において選任されたときから次年度の定期総会の終了時までとする。

- 2 役員は、再任を妨げない。

(役員解任)

第20条 役員は、総会の議決によって解任することができる。

(役員会)

第21条 協議会の執行機関として役員会を置く。

- 2 役員会は、総会または幹事会で議決された事項について、業務を執行する。
- 3 役員会は、協議会の運営並びに役員構成・役割分担について、細則を定め、また変更することができる。細則を定め、または変更したときは、幹事会の承認を要する。
- 4 役員会の招集は、会長が行う。
- 5 役員会の定足数は、委任状を含む役員数の3分の2以上とする。決議は委任状を含む役員数の2分の1以上を要する。

第5章 幹事会

(幹事会の設置)

第22条 協議会の決議機関として、幹事会を置く。

(以下幹事という)からなる幹事会を置く。

- 2 幹事会は、総会決議事項(第8条4項)を除く、役員会及び幹事会から発議された案件に付き審議決定することができる。
- 3 幹事会の招集は、会長が行う。
- 4 幹事は、協議会の目的を理解し、幹事会の審議に参画すると共に、審議結果を出身団体に報告することを要する。
- 5 当該幹事が欠席する場合は、代理人を出席させることとする。
なお、代理人を立てることが困難な場合は、議長への委任状をもって参画できる。
- 6 幹事会の定足数は、委任状を含む幹事の1/2以上とする。議決は、委任状を含む出席幹事の2/3以上を必要とする。
- 7 幹事会の運営については細則に定める。

(事務局)

- 第16条** 協議会の業務を円滑に運営する為、規約第10条に定める事務局長及び担当役員をもって事務局を構成する。
- 2 事務局の業務は、細則に定める。

(部会)

- 第17条** 各自治会、管理組合及び区民防災組織毎に共通の課題を審議するために、自治会部会、管理組部会及び防災組織部会を設置する。
- 2 構成員

2 幹事会は、構成団体から1名ずつ推薦された幹事をもって構成する。

- 3 幹事会は、総会決議事項(第9条)を除く、役員会及び幹事会から発議された案件に付き、審議決定することができる。
- 4 幹事会の招集及び議事進行は、会長が議長となり行う。
- 5 幹事が欠席する場合は、代理人を出席させることとする。代理人を出席させることが困難な場合は、会長への委任状をもって参画できる。
- 6 幹事会の定足数は、委任状を含む幹事の2分の1以上とする。議決は、委任状を含む出席幹事の3分の2以上を要する。
- 7 幹事会の運営については、細則に定める。

(幹事の職務及び権限)

第23条 幹事は、幹事会の議決権を有する。但し、会費を支払っていない構成団体の幹事は議決権を有しない。

- 2 幹事は、協議会の目的を理解し、幹事会の審議に参画するとともに、審議結果を出身団体に報告する。

第6章 事務局

(事務局の運営)

第24条 協議会の業務を円滑に運営するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、第16条に定める事務局長、会計及び担当役員をもって構成する。
- 3 事務局の業務については、細則に定める。

第7章 部会

(部会の設置)

第25条 協議会内の自治会、管理組合及び区民防災組織の課題を共有するため、自治会部会、管理組部会及び防災組織部会を設置する。

(部会の構成員)

自治会部会は自治会系幹事で、管理組合部会は管理組合系幹事で、防災組織部会は区民防災組織系幹事で構成する。なお部会長は必要に応じ、役員の出席を求めることができる。

3 上記以外の構成員

必要に応じ、構成団体より推薦された者、又は各部会長が特に必要と認め、且つ本人の承諾を得られた者で、役員会で承認を得られた者を部会に参加させることができるものとする。

4 各部会の運営については、細則に定める。

(専門委員会・各種委員会)

第18条 協議会の様々な共通の課題については、適宜専門委員会・各種委員会(以下、委員会)を設置し、調査または検討させることができる。

2 構成員

幹事及び役員は、自治会系及び管理組合系幹事・役員に関わりなく参加できるものとする。

3 上記以外の構成員・協議会が特に必要と認め、且つ本人の承諾を得て、役員会で認めた者。

4 各委員会の運営については、必要に応じ細則に定める。

(役員候補選考委員会)

第19条 協議会活動の継続性を確保するとともに、更なる発展を図るため、役員選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、会長、副会長、事務局長と構成団体の中から会長が推薦し役員会の承認を得た者(5名以内)で構成する。

3 役員候補の選考基準は、細則に定める。

(新年交流会プロジェクト)

第20条 新年交流会を、構成団体相互の親睦を深め、意義のある会とするために、新年交流会プロジェクトを設置する。

第26条 自治会部会は自治会系幹事で、管理組合部会は管理組合系幹事で、防災組織部会は区民防災組織系幹事で構成する。

2 部会長は、必要に応じ、役員の出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じ、構成団体より推薦された者、または各部会長が特に必要と認めた者を部会に参加させることができる。

4 部会の運営については、細則に定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第27条 協議会の円滑な運営を図るため、役員及び会計監査候補選考委員会のほか、各種委員会を設置することができる。

(役員及び会計監査候補選考委員会)

第28条 役員及び会計監査候補選考委員会は、協議会活動の継続性を確保するとともに、更なる発展を図るため、協議会の役員及び会計監査候補を選考する。

2 役員及び会計監査候補選考委員会は、会長、副会長、事務局長で構成する。

3 役員及び会計監査候補の選考基準は、細則に定める。

(各種委員会)

第29条 各種委員会の設置及び運営については、細則に定める。

- 2 プロジェクトの実行委員長は、新年交流会担当役員とする。
- 3 構成団体は、別途定める輪番表または幹事会の決議に従い、新年交流会プロジェクトの実行委員を派遣することとする。
- 4 実行委員会の運営については、細則に定める。

(光連協練馬区立公園管理委員会)

第21条 練馬区から受託した公園清掃業務の運営管理を円滑に行うために、光連協練馬区立公園管理委員会を設置する。

- 2 委員会の会計及び運営については、細則に定める。

(きずなサロン運営委員会)

第22条 高齢者や日々の介護に疲れた人、近隣に話し相手となる人に恵まれない人、何らかの因により家庭内に閉じこもりがちな人、友人に恵まれない人、誰に相談したらよいか迷っている人等々、誰もが気楽に立ち寄れる施設として「きずなサロン」を毎週1回以上開設し、運営委員会を設置する。

- 2 「きずなサロン」の開設・運営にあたり、一般社団法人「全国介護者支援協議会」(略称 全介協)と協働する。
- 3 委員会の会計及び運営については、細則に定める。

第4章 傍聴

(傍聴)

第23条 構成団体に所属する住民は、全ての会を傍聴することができる。

- 2 傍聴に当たっては、所属団体、氏名、傍聴者数等を、予め事務局に届け出るものとする。

第5章 会計

(会計年度)

第24条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日とする。

(会計)

第9章 傍聴

(傍聴)

第30条 構成団体に所属する住民は、全ての会を傍聴することができる。

- 2 傍聴に当たっては、構成団体の幹事が所属団体、氏名、傍聴者数を、予め事務局に届け出るものとする。

第10章 会計

(会計年度)

第31条 協議会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第25条 協議会の経費は、構成団体が負担する分担金等によって支払うものとする。

- 2 前項の分担金の額は、年額12,000円とする。
- 3 前項の規定に関わらず、必要が生じた時は、幹事会の決定により臨時分担金を徴収することができる。
- 4 ただし2項・3項に拠らず、既に自治会または管理組合が協議会に加盟している構成団体の区民防災組織の分担金は、申請により免除することができる。
- 5 協議会は第2条の目的を達成する為に、各種助成金、協賛金及び光連協練馬区立公園管理委員会からの管理事務手数料を受け入れることができる。

(弔慰規定)

第26条 会長が訃報に接した時に、会長が必要と認めた場合には、会長名をもって弔慰金等を贈ることができる。

- 2 弔慰金等を贈った場合には、速やかにその旨役員会に報告する。
- 3 弔慰金の支給対象及びその会計処理等は、細則で定める。

第6章 会計監査

(会計監査)

第27条 会計監査を行う為、会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、役員を兼ねることができない。
- 3 会計監査の任期は1年とする。但し第12条の要件を充足することにより、再任を妨げない。
- 4 会計監査は、全ての会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決権は有しない。
- 5 会計監査は、年度当初の総会において、監査報告をしなければならない。

第32条 協議会の会計は、構成団体が負担する会費等によって運営するものとする。

- 2 協議会の会費の額は、1団体につき年額12,000円とする。
- 3 前項の規定に関わらず、必要が生じたときは、幹事会の決定により臨時に会費を徴収することができる。

(弔慰規定)

第33条 会長が訃報に接したときに、会長が必要と認めた場合には、会長名をもって弔慰金等を贈ることができる。

- 2 弔慰金等を贈った場合には、速やかにその旨を役員会に報告する。
- 3 弔慰金の支給対象及びその会計処理等は、細則で定める。

第11章 会計監査

(会計監査の職務及び権限)

第34条 会計監査を行うため、会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、役員を兼ねることができない。
- 3 会計監査の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 会計監査は、全ての会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決権は有しない。
- 5 会計監査は、総会において、監査報告をしなければならない。

第7章 守秘義務

(守秘義務)

- 第28条** 協議会の役員、幹事、代表者、専門委員会委員等協議会の活動に係わった全ての人は、その活動を通じて知り得た、個人情報、構成団体に係る情報、予め非公開と定められた会議等の情報を、協議会の活動以外の目的に当該個人または構成団体の事前の許可無くして第三者に一切開示してはならない。
- 2 また協議会の活動に従事しなくなった時は、役員会の許可を得たものを除き、速やかに上記情報を全て破棄することを要する。
 - 3 許可無く開示してはならない情報については、細則に定める。

第8章 付則

(細則)

第29条 この会の施行に関する細則は、役員会の審議を経て別に定めることができる。

(見直し)

第30条 本規約は、活動の発展に応じて見直すものとする。

第12章 顧問

(顧問の設置)

第35条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会の求めに応じて、進言し、または助言する。

(選任)

第36条 顧問は、協議会の運営について広い識見と経験を有する者のうちから会長が推薦し、総会の承認を得るものとする。

(任期)

第37条 顧問の任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

第13章 守秘義務

(守秘義務)

第38条 協議会を構成する役員、幹事、代表者、各種委員会委員等全ての人は、協議会の活動に際し、個人情報保護法を遵守する。

- 2 協議会の活動に従事しなくなった後も、活動中に知り得た個人情報については個人情報保護法を遵守する。
- 3 詳細については、細則に定める。

第14章 付則

(細則)

第39条 この会の施行に関する細則は、役員会の審議を経て別に定めることができる。

(見直し)

第40条 本規約は、活動の発展に応じて見直すものとする。

(施行)

第31条 本規約は、1986(昭和61)年3月15日から施行する。

付則1	1987(S62)年7月19日	一部改正
付則2	1988(S63)年6月19日	一部改正
付則3	1989(H1)年6月25日	一部改正
付則4	1990(H2)年6月24日	一部改正
付則5	1992(H4)年5月10日	一部改正
付則6	1997(H9)年6月29日	一部改正
付則7	2005(H17)年3月6日	一部改正
付則8	2006(H18)年6月24日	一部改正
付則9	2007(H19)年6月23日	一部改正
付則10	2008(H20)年6月29日	一部改正
付則11	2009(H21)年6月28日	一部改正
付則12	2012(H24)年6月24日	一部改正
付則13	2013(H25)年1月27日	全面改正
付則14	2013(H25)年6月30日	一部改正
付則15	2016(H28)年11月27日	第8条一部改定
付則16	2019(R1)年6月30日	第8条6改定

(施行)

第41条 本規約は、1986(昭和61)年3月15日から施行する。

付則1	1987(昭和62)年7月19日	一部改正
付則2	1988(昭和63)年6月19日	一部改正
付則3	1989(平成1)年6月25日	一部改正
付則4	1990(平成2)年6月24日	一部改正
付則5	1992(平成4)年5月10日	一部改正
付則6	1997(平成9)年6月29日	一部改正
付則7	2005(平成17)年3月6日	一部改正
付則8	2006(平成18)年6月24日	一部改正
付則9	2007(平成19)年6月23日	一部改正
付則10	2008(平成20)年6月29日	一部改正
付則11	2009(平成21)年6月28日	一部改正
付則12	2012(平成24)年6月24日	一部改正
付則13	2013(平成25)年1月27日	全部改正
付則14	2013(平成25)年6月30日	一部改正
付則15	2016(平成28)年11月27日	一部改正(第8条)
付則16	2019(令和1)年6月30日	一部改正(第8条第6項)
付則17	2020(令和)年2月23日	全部改正

光が丘地区連合協議会 臨時総会議事録

承認 手塚 俊雄 押印略

書記 中山 亘

日時 2020年2月23日(日)9:30~10:40

会場 区立防災学習センター3階研修室

1. 開会挨拶 横松事務局長

2. 会長挨拶 高橋会長

3. 議長・書記選出

議長と書記を出席者から候補者を求めたところ、議長に手塚役員、書記に中山役員から立候補の表明があり、両名を賛成多数で選出した。

4. 定足数確認 横松事務局長

議決権保有団体39のうち、出席(委任状9団体を含む)は34団体。規約第8条により定足数を超えているので本総会は成立している。

また、事前に修正動議の提出はなかった旨の報告なされた。

5. 議事審議

◆第1号議案 規約改正(案)の件

規約改正検討委員会委員長を務めた新山副会長より規約の改正にあたり、その理由を説明しその後、改正についての報告が提案され審議した。

◆質疑応答(質問はQ、回答はAと略記。以下同様)

Q.顧問を置く必要があるのか?

A.顧問は規約でその立場を規定するが、必ず設けなければならないものではない。また、経験豊富な有識者に意見を聞くのであればきちんと立場を設けて、その上で意見を聞くのが正しいと考えている。任期は1年とし、必要であるときは総会で決議承認をもらうものとしている。

Q.特定の人(顧問)がいないと動かない組織は良くない。新しい人たちに任せたらどうか?

A.外部関係団体との折衝、情報収集を基に意見を頂く必要があるため。

Q.改正案第25条の文言に「審議」が抜けているが。

A.現在、各部会は情報を共有して各団体が判断している。部会単位で何かを審議し結論をだすことはない。実態に則したものとした。

Q.改正案第28条第2項においては委員会の人数が減っているのは賛成出来ない

A.会長、副会長、事務局長を合計すると9名になるので減っていない。

Q.改正案第13条についても一度説明して下さい。

A.今後、広く会長を選出するときに議決権を有しない会長が選出される可能性がある。そのため、会の運営責任をもつ会長にも議決権は必要である。

◆採決

第1号議案は挙手による採決により賛成多数で承認可決された。

(賛成31名(委任状を含む) 反対・棄権3名)

6. 議長、書記解任

7. 閉会挨拶 横松事務局長

以上